

通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修補助に要する 費用負担の軽減について

東海部会提出
説明担当 弥富市

(理由)

都道府県が指定した避難路沿道建築物の耐震診断結果を現状の制度のまま公表（平成31年4月以降）すると、「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震診断結果を公表したときのように「耐震診断結果の公表を義務付けしているにも関わらず、行政側に耐震改修の補助制度が整っていない」と大きく反響を呼ぶことが想定される。

通行障害既存耐震不適格建築物についても、大きな建物が多いため補助制度を整備するには地方財政に大きな負担を強いることになる。

補助の実施に際しては、補助金の上限額を設ける方法もあるが、改修を促進するには、所有者の負担をできる限り増やさないことが重要であると思われる。

よって、特別交付税1号項目で措置するなど、市町村の負担額を軽減する仕組みの創設が必要であると考えます。

また、建築等の行政庁となっていない市町村にとって、改修内容が適正であるかなどの判断をすることは非常に困難である。制度の仕組みや完了検査の要領など補助制度を施行するための、実施体制の整備も必要であると考えます。

以上のことから、通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修補助に要する市の負担分について、国の負担割合を増やすことによって軽減するよう要望する。

また、大規模な建築物の改修に関するノウハウを持っていない市町村に対して、補助制度を施行するために必要な技術力の確保についても国・県による支援を要望する。